

小平市農業委員会は、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第１条に定める目的達成のため、法第６条に規定する所掌事務を遂行するとともに、当面の諸情勢に鑑み「都市農地の保全と農業を発展させること」を目標に、活動計画を次のとおり策定する。

■ 基本方針

本市の農業及び農地は、市民に新鮮な農産物を供給するほか、都市における貴重な緑の供給源として、潤いのある生活環境や防災空間の提供、食育への貢献など、都市生活に欠かせない総合的な機能を担っている。

平成２７年４月、都市農業振興基本法が成立し、平成２８年５月には、法律に基づき、国では都市農業振興基本計画が策定され、その中で、都市農地は、「都市にあるべきもの」と明確に位置づけられた。さらに、新鮮な農産物の供給の場をはじめ、緑とうるおいの提供や防災空間の確保など、都市農地がもつ多面的機能を発揮するための施策を講じることが中心課題として据えられた。東京都においても、地方計画の策定が行われており、小平市でも、小平市農業振興計画が策定された。

さらに、平成３０年４月、生産緑地法の一部改正による特定生産緑地制度が、同年９月には生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法が施行され、都市農地の保全に向けた施策が施行されている中、農業委員会の果たす役割はますます重要となっている。

小平市農業委員会は、小平市農業振興計画が設定する、目指すべき将来像である「農業と協働してつくる、“しょく（食・職）”が豊かになるまち こだいら」の達成に向けて、農業が魅力ある職業として後継者へ引き継がれることで、将来にわたって都市農地が保全されるものとの基本的な考えに立ち、農業者が他産業並みの所得を確保できるような、産業としての農業の確立を図るものとして、市、ＪＡ等関係機関と連携して、引き続き農業振興を進めていくものとする。

具体的な活動として、認定農業者制度の推進や企業的農業経営の育成・支援を通じた強い農業経営の推進、農地管理推進月間への積極的な取り組みを通じて、農地の肥培管理と利用を促進し、農業のある地域づくりなど、地域農業の確立に向けてさらなる取り組みを進めるとともに、特定生産緑地制度や都市農地の貸借の円滑化に関する法律等農政の動きに関する情報収集を通じて、近隣地域との連携、地域の農業者への情勢の伝達、具体的な対応の検討に関する取り組みを進める。

■ 事業実施

Ⅰ 会議の開催

１ 総 会

法第６条に規定する所掌事務の円滑な処理を図るため、毎月定例総会を開催する。

２ 部 会

委員会の活動を円滑に推進するために次の部会を置く。

(1) 土地利用部会

各種土地利用対策を調査研究し、低利用農地や、区画貸しなどの適切でない管理の農地について、経営部会と連携し、助言や指導、またＪＡなど農業団体との連携を通じて、適切な農地管理と有効利用の促進を図る。

(2) 経営部会

農業経営の安定のため、多様な経営形態を模索しながら、都市型農業経営の確立を図る。また、日頃の農地パトロールや農地管理推進月間において問題となった農地については、農地を十分に管理できない原因を分析しながら、農業経営指導や援農体制など適正な管理に向けて指導をおこなっていく。

Ⅱ 各種活動

1 農地等の利用の最適化を推進する活動

農地の有効利用や適正管理がよりいっそう求められる中、小平市農業委員会は、農地の利用状況調査や適正な農地管理指導などを通じて、市内農地の保全と有効利用の促進について取り組み、「農地をいかし、地域を育てゆく活動」を進めてきた。

令和４年度も引き続き、改正農地法の基本理念である農地の効率的な利用の促進にむけて、市やＪＡ等関係機関と連携を図りながら、農業委員会活動を進める。

2 重点活動

(1) 良好な農地管理の推進

日頃の農業委員による農地パトロールや、市の税務当局との連携など、利用状況の十分でない農地について、状況把握に努める。また、農地管理推進月間を設定することで、集中的に取り組むを行う。把握した農地については、農家が抱える個々の問題の解決に向けて、総会等で組織的に検討し、相談・指導・助言などで具体的な対応策を提案し、地域や関連機関との連携をとりながら、良好な農地管理を促進する。

また、改正生産緑地法の施行による指定下限面積の３００㎡への引き下げの条例改正が実施されたことを受け、農業経営意向のある農業者が所有する市街化区域畑について、生産緑地への追加指定を促進する。

(2) 農政に関する研究および情報収集と具体的な活動

平成２７年４月、都市農業振興基本法の成立、平成２８年５月の都市農業振興基本計画の閣議決定を受け、東京都においても、地方計画の策定が行われている。また、平成２７年８月の農業委員会等に関する法律の一部改正による新たな農業委員会制度のもとで、農業委員会を取り巻く環境が変化している。

小平市農業委員会は、その情報の収集に努め、情勢や制度の研究を通じて、地域の農業者が制度による利益を最大限に享受し、またその不利益を最小限に軽減できるよう、地域農業者への情報提供や、近隣市の農業委員会との連携など、具体的な活動を通じて対応を進める。

平成３０年４月１日に施行された特定生産緑地指定制度について、特定生産緑地に指

定された農地の保全と有効活用を推進し、所有者による耕作が困難な場合などには、生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法による貸借の活用を進め、農地の利用促進につなげていく。

すでに転用された農地や宅地などについては、営農規模の拡大を図る意欲的な農家に対し、農地への転換等について、相談を受け、生産緑地の追加指定を促進する。

また農地利用状況の調査等基礎資料として、農地台帳データの整備を推進する。

3 組織活動

(1) 生産緑地制度の研究と追加指定の促進

平成29年12月に生産緑地指定下限面積が300㎡に引き下げられたことや指定要件が緩和されたことに伴い、農地保全を図るため、農業者の意向をふまえた生産緑地の追加指定を促進する。さらに農業者が所有する宅地や雑種地を活用して、新たに農地を創出し、営農規模拡大を図る意欲的な事業に対し、優良農地の創出を図り、市内農地の減少に歯止めをかける支援を行う。今後も制度研究を行い、北多摩北部地区農業委員会広域連携会議などでの連携を図りながら、優良農地を保全すべく関係行政部署への要請活動に結びつける。また、農業者への迅速な情報提供に努めていく。

(2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律についての対応

平成30年9月に都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行された。

貸借を希望する都市農業者が作成する事業計画について、農業委員会において審議を行っており、農業委員会として、今後の都市農地保全、都市農業の発展等勘案し、慎重な審議に努める。

この制度を活用してJA等関係機関と連携し、生産緑地を貸したい人と借りたい人のマッチングに努め、農地の利用促進につなげていく。

(3) 認定農業者制度の推進

農業経営基盤強化促進法に基づき、都および市が推進する認定農業者制度について、地域農業の担い手確保のため、協力して制度推進に取り組む。

① 認定農業者制度を推進するため、認定農業者支援チームに参画するなど、認定農業者が自ら作成した経営改善計画の実現に向けた支援を行う。

② 平成29年度に認定した経営体について、目標の達成状況を確認するとともに更新の手続きを支援する。

また、JA等関係機関とともに新規認定者の掘り起し及び再認定の支援等を積極的に実施する。

③ 認定農業者の推進とともに、家族経営協定の締結を積極的にすすめ、農業経営の中のそれぞれの役割分担を明確化する。

(4) 消費者との交流活動への取り組み

産業まつりなどの農業イベントへ参加するとともに、消費者との交流活動を農業団体等と協力して実施し、都市農業への理解を深める。

(5) 農業体験活動の推進

学童農園をはじめとする市内学校での農業体験や、観光農園、農業体験農園の推進に協力し、都市農業への理解と農地保全に寄与する。

(6) 学校給食地場産農産物利用促進への協力

食育の推進と多様な販路拡大のため、J A野菜組合など関係機関と連携を図りながら、学校給食への地場産農産物の拡大に協力する。

(7) 地産地消・農商連携の推進

農のあるまちづくり推進会議など、市民を交えた意見交換の場を利用しながら、事業者と農業者が連携し、地産地消応援制度など、さらなる地産地消・農商連携の推進を図り、飲食店における市内産農産物を利用したメニュー導入店の普及について支援する。また、農商連携事業を実施し、市内農産物直売所や市内産農産物を使用した飲食店の市民への普及に向けて、協力を行う。

(8) 農地の多面的機能の研究

農のあるまちづくり推進会議における、農地の多面的利用の検討及び研究、さらに具現化について、農業委員会として参画し、協力及び助言をおこなう。

(9) ふれあい農業の推進

各団体が農業者と市民との接点として実施する、即売会や消費者交流会等のふれあい農業を推進する。

(10) 農家座談会の実施

市、J Aと協力して地区別農家座談会を実施し、日常活動も含め、生産緑地制度や納税猶予制度などについて周知の徹底を図るとともに、農業者の意見や要望を集約することで、農業振興施策の検討ならびに、関係行政機関等への意見活動に結びつける。

4 日常活動

(1) 農業委員会活動記録カードの活用

定例の農地調査だけでなく、日常の農地パトロールや相談対応においても、農業委員活動記録カードをこまめに記録し、農地調査や相談活動に役立てる。

(2) 農地の肥培管理と利用促進

農業委員が日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況を的確に把握する。特に、生産緑地・相続税納税猶予等制度適用農地の保全管理を徹底し、農家が相続税確定などの不利益を被らないよう、農地の適正管理を促す。

(3) 企業的農業経営の育成・支援

- ① 企業的農業経営に向けた各種農業振興施策を推進するとともに、認定農業者制度の推進を図り、意欲ある農業者を支援する。
- ② 各種研究会及び講演会、先進地視察等への農業者の積極的参加を促し、簿記記帳、パソコンの活用、家族協定の締結など、農業経営の発展向上と、企業的農業経営者育成を図る。
- ③ 企業的農業経営を確立し、地域農業の推進に積極的な農業者を、関係機関の顕彰

事業に推薦する。

- ④ 農業経営における女性の役割を重視し、研修会などを通じて女性農業者の情報交換や農家女性の積極的な活動に対して支援を行い、女性農業者の地位向上を図る。
- ⑤ 収益性の高い ICT 技術などの新技術導入の取組について、情報収集に努め、先進的な取組の動向について注視していく。

(4) 地域農業の確立

- ① 小平市農業振興計画の諸施策の実現に協力する。
- ② 「畑からまっしぐら」・「ブルーベリー栽培発祥の地こだいら」のシンボルマークを活用し、市内農業者と一体となって小平農業の P R に努める。
- ③ 地産地消をさらに進めるため、小学校給食への地場産農産物納入や、イベントなどを利用した即売会を開催し市内産農産物の地場流通を促進する。
- ④ 都市化が進む中で、市民生活に配慮した環境保全型農業など環境にやさしい農業を推進する。

(5) 農業のある地域づくりの推進

- ① 「小平市農のあるまちづくり推進会議」など、市民が参画した横断的組織と十分に連携を図ることで、農のある地域づくりを推進する。
- ② 農業体験農園をはじめとする、市民が農業と直接ふれあえる観光・市民参加型の農業経営を支援し、地域住民の支持を得た都市農業の確立を目指す。
- ③ 多様な担い手を確保するため、農業に関心を持つ市民を援農ボランティアとして育成する取り組みを推進するとともに、農業者と市民の協力による農地活用を支援する。

(6) 情報活動の推進

- ① 農業委員会だよりを年 2 回程度発行するとともに、市報やホームページなどを活用した農業情報の提供を推進する。また、日常活動において農業委員一人ひとりが情報の収集・提供活動に積極的に取り組む。
- ② 農地法の届出などの法定手続きについて、市ホームページでの情報提供などを通じて啓発する。
- ③ 農業委員会系統の機関紙である「全国農業新聞」の購読の普及に努めるとともに、地域の身近な紙面づくりのための情報を提供する。
- ④ 農業者年金制度について、農業者にとって節税効果が高いことや、メリット等を知ってもらい、加入の検討について普及に努める。